

令和6年度 4月～8月利用者負担額表（保育料）

■ 1号認定（教育認定）

年収約360万円
未滿相当世帯

階層	定義		保育料（月額）	
			第1子	第2子
第1	生活保護世帯		0円 (参考：副食費無料)	
第2-1	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	ひとり親世帯等		
第2-2		上記以外の世帯		
第3-1	所得割課税額77,100円以下	ひとり親世帯等		
第3-2		上記以外の世帯		
第4	所得割課税額211,200円以下		0円 (参考：副食費有料)	
第5	所得割課税額211,201円以上			

★保育料の算出方法について

- 階層は、父母の「市町村民税所得割課税額」の合計額で決定されます。
- 令和6年4月～令和6年8月分の保育料は令和4年の所得に対する令和5年度の税額で決定されます。
- 「市町村民税所得割課税額」の算出には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除等の税額控除は適用されません。
- ひとり親世帯等とは、母子父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯です。
- 「第1子」、「第2子」の数え方について、「2号及び3号認定」は生計が同一の小学校就学前の子ども、「1号認定」は生計が同一の満3歳から小学校3年生までの子どものうち最年長の子から順に「第1子」、「第2子」となります。ただし、網掛け部分の階層については、保護者と生計が同一の子どものうち出生順位が第1位の子から順に「第1子」、「第2子」となります。
- 父母ともに非課税の場合、同居している祖父母等の税額を合算し、保育料を算定することがあります。
- 保育料を決定する税額が不明のときは、第8階層に決定します。
- 保護者と生計が同一の子どものうち、第3子以降の保育料は無料です。
- 網掛け部分の階層については、保護者と生計が同一の子どものうち出生順位が第2位の保育料は無料です。

■ 2号及び3号認定（保育認定）

※第3子以降は無料
※R4.9～第2子で年収約64.0万円未滿相当世帯は無料

年収約360万円
未滿相当世帯

R4.9～無償化拡充
(第2子で年収約64.0万円未滿相当世帯)

階層	定義		保育料（月額）									
			2号認定（3歳以上 ※4月1日時点の年齢）				3号認定（3歳未滿 ※4月1日時点の年齢）					
			保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間			
第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子					
第1	生活保護世帯		0円 (参考：副食費無料)				0円					
第2-1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等										
第2-2		上記以外の世帯										
第3-1	市町村民税均等割課税及び 所得割課税額48,600円未滿	ひとり親世帯等									2,000円	2,000円
第3-2		上記以外の世帯									12,500円	12,300円
第4	所得割課税額97,000円未滿	ひとり親世帯等で 77,101円未滿	2,000円	2,000円								
		ひとり親世帯等以外で 57,700円未滿	22,500円	22,200円								
第5	所得割課税額169,000円未滿		22,500円	0円	22,200円	0円						
第6	所得割課税額301,000円未滿		32,000円	44,500円	22,250円	43,800円	21,900円					
第7	所得割課税額397,000円未滿		48,500円	48,500円	24,250円	47,700円	23,850円					
第8	所得割課税額397,000円以上		52,500円	52,500円	26,250円	51,700円	25,850円					